

令和4年3月
勝浦市議会定例会会議録（第7号）

令和4年3月17日

○出席議員 15人

1番 鈴木克巳君	2番 狩野光一君	3番 渡辺ヒロ子君
4番 照川由美子君	5番 戸坂健一君	6番 磯野典正君
7番 久我恵子君	8番 寺尾重雄君	9番 佐藤啓史君
10番 岩瀬洋男君	11番 松崎栄二君	12番 丸昭君
13番 黒川民雄君	14番 岩瀬義信君	15番 末吉定夫君

○欠席議員 なし

○地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名

市長 土屋元君	副市長 竹下正男君
教育長 岩瀬好央君	総務課長 平松等君
企画課長 高橋吉造君	財政課長 植村仁君
消防防災課長 神戸哲也君	市民課長 岩瀬由美子君
高齢者支援課長 長田悟君	福祉課長 軽込一浩君
生活環境課長 山口崇夫君	都市建設課長 川上行広君
農林水産課長 屋代浩君	観光商工課長 大森基彦君
会計課長 水野伸明君	学校教育課長 吉野英樹君
生涯学習課長 渡邊弘則君	水道課長 窪田正君

○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局長 吉清佳明君	議会係長 原隆宏君
------------	-----------

議事日程

議事日程第7号

第1 議案上程・委員長報告・質疑・討論・採決

（予算審査特別委員長）

議案第14号 令和4年度勝浦市一般会計予算

議案第15号 令和4年度勝浦市国民健康保険特別会計予算

議案第16号 令和4年度勝浦市後期高齢者医療特別会計予算

議案第17号 令和4年度勝浦市介護保険特別会計予算

議案第18号 令和4年度勝浦市水道事業会計予算

(総務文教常任委員長)

議案第7号 押印を求める手続の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

議案第8号 勝浦市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について

議案第9号 一般職の職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

(産業厚生常任委員長)

議案第10号 勝浦市子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第11号 勝浦市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

議案第12号 勝浦市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について

議案第13号 勝浦市水道事業条例の一部を改正する条例の制定について

議案第19号 市道路線の認定について

第2 議案上程・説明・質疑・討論・採決

議案第20号 固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについて

議案第21号 固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについて

議案第22号 勝浦市農業委員会の委員に占める認定農業者等又は認定農業者等に準ずる者の割合を4分の1以上にすることにつき同意を求めることについて

議案第23号 勝浦市農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて

議案第24号 勝浦市農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて

議案第25号 勝浦市農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて

議案第26号 勝浦市農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて

議案第27号 勝浦市農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて

議案第28号 勝浦市農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて

議案第29号 勝浦市農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて

議案第30号 勝浦市農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて

議案第31号 勝浦市農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて

第3 諮問上程・説明・質疑・採決

諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

第4 発議案上程・説明・質疑・討論・採決

発議案第2号 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律の改正を求める意見書について

開 議

令和4年3月17日(木) 午前10時28分開議

○議長(松崎栄二君) 皆さん、改めましておはようございます。ただいま出席議員は15名全員でありますので、議会はここに成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元へ配付したとおりでありますので、それによって御承知を願います。

議案上程・委員長報告・質疑・討論・採決

○議長（松崎栄二君） それでは日程第1、議案を上程いたします。

議案第14号 令和4年度勝浦市一般会計予算、議案第15号 令和4年度勝浦市国民健康保険特別会計予算、議案第16号 令和4年度勝浦市後期高齢者医療特別会計予算、議案第17号 令和4年度勝浦市介護保険特別会計予算、議案第18号 令和4年度勝浦市水道事業会計予算、以上5件を一括議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。磯野予算審査特別委員長。

〔予算審査特別委員長 磯野典正君登壇〕

○予算審査特別委員長（磯野典正君） おはようございます。議長より御指名がありましたので、今定期例会において、予算審査特別委員会に付託されました議案の審査経過と結果について、その概要を御報告申し上げます。

当予算審査特別委員会は、付託されました議案5件を審査するため、去る3月11日、14日及び15日の3日間、委員会を開催し、執行部より市長、副市長、教育長並びに関係課長の出席を求め、その審査を終了いたしました。

審査の結果、議案第14号 令和4年度勝浦市一般会計予算、議案第15号 令和4年度勝浦市国民健康保険特別会計予算、議案第16号 令和4年度勝浦市後期高齢者医療特別会計予算、議案第17号 令和4年度勝浦市介護保険特別会計予算、議案第18号 令和4年度勝浦市水道事業会計予算、以上5件について、議案第14号及び議案第18号、以上2件は賛成多数で、議案第15号ないし議案第17号、以上3件は全員賛成で、お手元へ配付の委員会審査報告書のとおり、それぞれ原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、一般会計歳出予算のうち、ごみ袋販売補助事業について、審議する過程において、様々な意見や指摘をされた課題を解決するまで、事業執行を留保することを求めること。

商店街等にぎわい創出事業について、実証実験の検証チームを早急に立ち上げ、実証実験の結果を分析・検証し、その方向性を明確にしてから事業執行をすることの2点の事項に特段の配慮を払うべきものとする一般会計予算に対する附帯決議が提出され、賛成多数で可決となりましたことを申し添えます。

それでは、審査の過程において各委員から質疑、意見、要望等が出されましたので、その主なものを申し上げます。

一般会計の歳入予算においては、ふるさと応援寄附金の増収要因についてただしたところ、返礼品が全国ランキングの上位であり、全国的な伸びもあるが、関係職員の努力した結果が実を結んでいるとの答弁がありました。

また、歳出予算において、ごみ袋販売補助事業について、他の方法の検討結果についてただしたところ、全世帯への戸別配付として、区長への配付依頼及びそれ以外の世帯に郵送、全ての世帯に郵送、小売店での引換券方式、手数料、証紙の値上げを検討した結果、コストの大きな差はないが、独占禁止法の抵触等から、提案している販売補助がよいとの結果になったとの答弁があ

りました。

商店街等にぎわい創出事業について、多くの質疑、意見があり、ドローンの実証実験は、買物弱者の課題に対応する目的ではとただしたところ、商店街活性化を図るためにECモール化、共同配送の手段の一つがドローン配送であり、高齢者等の買物が困難な方にも対応できるとの答弁がありました。

ドローン配送に問題が多く、利点についてただしたところ、これから進化し、規制緩和の可能性も見えていることから、導入を進めていきたいとの答弁がありました。

実証実験からの経緯についてただしたところ、結果を十分分析し、関係者の意見も集約する協議会をつくり、活性化に向け、よりよい方向性を出した上で執行したいとの答弁がありました。

自主防災組織等活性化事業についてただしたところ、15組織が整備され、活動内容は、防災備品の維持管理、避難路の維持管理、また自ら避難所の運営をする団体もある。整備されていない団体に対しては、柔軟に説明し、必要性を感じてもらい、設立に結びつくように努力したいとの答弁がありました。

次に、地籍調査事業の進捗状況についてただしたところ、令和4年度は境界立会い、測量に入る計画であり、実施スケジュールは、境界立会いを実施する前段として、地権者の方々に説明会を開催し、その後、実施方法をお知らせし、早急に区の役員等に相談しながら準備を進めたいとの答弁がありました。

次に、水道事業会計について、水道料金の超過料金の引下げについてただしたところ、県下一高く、全国でもワーストに位置している20立方メートルの超過料金を含めた水道料金を、少しでも安くとも市長公約で掲げ、ふるさと応援寄附金による財源確保ができたため、今まで負担を負わせていた方に少しでも還元するため、今こそやらなければならない施策であるとの答弁がありました。

また、老朽石綿セメント管の更新経過についてただしたところ、整備が終わっている部分は、86.25%、残延長は2,646メートルで進捗が図られている。引き続き計画的に整備を進めるとの答弁がありました。

総括審査の中では、水道料金の基本料金減額による平等性についてただしたところ、基本水量の料金は、近隣市町や他の自治体と比較しても、高額ではなく、基本料金は水道使用量の根幹をなす部分であり、将来、継続して根幹収入が減額になることは、水道事業会計に大きな影響が生じてしまうとの答弁がありました。

ごみ袋販売補助事業についてただしたところ、様々な意見、指摘を受け、いま一度、他の方法も含め、十分に検討した上で、議会の理解をいただき、実行に移したいとの答弁がありました。

商店街等にぎわい創出事業についてただしたところ、実証結果を踏まえた議論を、早急に検証チームを立ち上げ、関係者で詳細な検討を図った上で、事業の方針を図り、実行に移していきたい。方向性を示せる段階に、再度、議会に諮るとの答弁がありました。

歳入確保の施策について市長にただしたところ、徴収指導員を招き、市税の徴収率の向上を目指し、安定的な市税の確保、市有地の利活用方策として売却、賃貸借、ふるさと応援寄附金の個人、企業版を増やしていくことで、安定した歳入の確保を主眼に考えているとの答弁がありました。

市民アンケートの分析による重要施策について市長にただしたところ、コロナ禍において市民

の命を守る、生活面での暮らし向きをよくすることに主眼を置き、子育て施策を重点施策とし、子育て世代が勝浦に定住しながら、喜んでくれる政策、給食費全額補助、高校生医療費負担。また、にぎわい創出事業の新配送システムの構築、かつうら海中公園滞在型観光施設も手段であり、人の注目が集まることで、新たな利益を生むきっかけづくりとして重点施策としているとの答弁がありました。

何を重点施策としたのかについてただしたところ、安心して子育てができる環境との答弁がありました。

以上を申し上げまして、予算審査特別委員長の報告を終わります。

○議長（松崎栄二君） これより、委員長の報告に対する質疑に入るのでありますが、発言通告はありませんでした。

質疑はありませんか。鈴木克巳議員。

○1番（鈴木克巳君） 今、委員長から、3日間にわたる予算審査特別委員会の詳細な説明があり、聞くべきことはほとんどないんですけど、改めて確認をさせていただきたいというふうに思います。

最初に、今の報告の中にもありました。この3日間を通じて、特に議論が集中したものは、今言われましたけど、改めて、どういうものがあつたか、お伺いします。3点ほどあればと思います。

○議長（松崎栄二君） 答弁を求めます。磯野予算審査特別委員長。

○予算審査特別委員長（磯野典正君） お答えいたします。議案第14号、一般会計予算では清掃費、ごみ袋販売補助事業、また商工費の商店街等ににぎわい創出事業についての質疑が多かつたかと思ひます。

また、議案第18号、水道事業会計予算についての質疑が集中していただと思ひます。以上です。

○議長（松崎栄二君） ほかに質疑ありませんか。鈴木克巳議員。

○1番（鈴木克巳君） 今、一般会計では、先ほどかなり詳しく説明を受けたごみ袋と、商工費のにぎわい創出事業、そして水道事業と、今回の新年度予算については、いろんな問題点がほかにも多くあつたと私は思ひます。

その中で、このごみ袋については昨年も、令和3年度の当初予算にも上がつて、令和3年度中にできなかつたということについて、まず1点目としてね。これ、1回で終わりにします。

令和3年度のときには、その後に執行できない部分は、やはり議会から市長に再検討要望というのが、議長名で令和3年5月20日付で、提出がされています。それについて、市のほうはどんな検討したのかというのが、これはあればの話ですけど、質問があつて、それに対する答弁がどんなものだったかということをして1点。

にぎわい創出については、これは昨年の12月補正で、実証実験が行われて、まず結果、私もこれは質疑でやりましたけど、結果が出ないうちに新年度予算に上げてきたということについては、私は非常に疑問を持っていましたけど、そのところは委員会のほうでも相当、議論したと思ひます。

今年になつて、テレビでも放映した、NHKも来て放映したこの実証実験と、今回のこの新年度予算に上がつてきたときにドローン部門の2,200万円、これについて、どんな質問と内容があつたのか、もうちょっと深くお答えいただければと思ひます。

18号の今、水道問題、これについては、私も非常に不公平感があるんじゃないかなというふうな思いがしておりましたので、その辺の質疑について、簡単でいいです。どんな内容があったのか、お答えください。お願いします。

○議長（松崎栄二君） 答弁を求めます。磯野予算審査特別委員長。

○予算審査特別委員長（磯野典正君） お答えいたします。ごみ袋の販売事業についての昨年度の予算、また議会からの意見書については、たしか予算委員会の中では出てなかったと思いますが、質疑のときに出ておりましたので、予算委員会中では、その件に関しては出てこなかったかと思えます。

ただ、詳細が繰り返になってしまうと思うんですけど、このごみ袋に関しては、先ほども委員長報告の中でお伝えさせていただきましたが、他の検証結果というものも、いろいろ担当課のほうでは協議をしてきたと。で、全戸配付であったり、区長への配付依頼であったり、全ての世帯に郵送とか、引換券の方式とか、そういったいろんなことを考えた中で、今回の方法が一番だろうというようなお話がありました。

また、副市長のほうからの答弁の中では、今回の政府が行っているガソリンの値下げに対する方法が、このごみ袋の方法と合致するというようなお話も出ておりました。

商店街にぎわい創出事業についてですけども、これも非常に多くの方から質問が出されていて、本当に商店街の活性化につながるのかとか、実証実験からの経緯とか、国庫補助が1,900万円入っていましたが、これについて3年間続くのかといった話であったり、事業を考え直すことはできないのかというような質疑までありました。

それに対する答弁としては、あくまでも陸送とドローンの活用する共同配送事業であるということと、商店街のECモール化について、商店街活性化を図りつつ、高齢者等の買物が困難な方にも対応できるというような答弁もありました。

今後、実証実験の結果を十分に分析して、関係者の意見を集約する協議会を立ち上げて、活性化に向けて良い方向を示していくというようなことでありました。

水道事業に関しましては、御質問いただいたように、平等感、基本料金に関する質問もありました。平等性、平等感がないんじゃないかというようなこともありました。その中では、基本料金は、先ほども委員長報告させていただきましたけども、水道使用料の根幹をなす部分であることから、基本料金の削減ではなく、あくまでも超過料金の削減をという提案だということでの答弁がありました。以上でございます。

○議長（松崎栄二君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松崎栄二君） これをもって、質疑を終結いたします。

これより討論に入るのでありますが、発言通告はありませんでした。

討論はありませんか。鈴木克巳議員。

〔1番 鈴木克巳君登壇〕

○1番（鈴木克巳君） 私は令和4年度一般会計予算案に対して、反対の立場で討論をいたします。

令和4年度一般会計の歳出歳入総額は、102億1,200万円で、前年比率で14.9%の増であり、勝浦市の一般会計では、過去最高額の当初予算となっています。

令和4年度は、平成23年に策定した勝浦市総合計画の最終年でもあることから、総合計画に掲

げられた、また平成27年度から進めている勝浦市まち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げた事業を実施することにより、勝浦市の持続的発展に対する積極的な予算編成であり、コロナ禍という中で、苦慮していることは承知するところでありますが、この予算の編成については、多くの疑問点が指摘されているように、曖昧さが見られます。

その中で、まずは歳入予算であります。市税の好転と、ふるさと納税の大きな伸びによる歳入増加との説明であります。目立つところだけ強調であり、市長肝煎りの現在建設中の海中公園、そして指定管理者も決定しました中で、この滞在型観光施設、指定管理者からの利用料収入の歳入計上はされておりました。

施設建設については非常に積極的であったものが、現状ではどのような状況なのか、全く説明がありません。

さらに、元青海小学校の貸付けも、この3月31日が貸付期限であるにもかかわらず、その更新についても問題が生じており、4月からの貸付けについては、明確な回答がない状況であります。

ふるさと応援基金のふるさと応援寄附金額の大幅な増加は、市にとって貴重な収入となっておりますが、この収入については、将来的に約束されているものではないため、この使途を誤ると、財政が今後、縮小する方向になりかねません。

歳出では、市長就任から3年目に入り、これまでできなかった公約の実現に躍起になっているような予算であると言わざるを得ません。

特に水道事業における市からの補助金の扱いにおいて、経営基盤安定化支援との名目ですが、これは一部の給水者しか対応しない料金削減に対する補助であることが判明し、向こう4年間に対応させる補助金であるとのことが、質疑で明らかになりました。このことについては、勝浦市補助金交付規則には合致しないものではないかと考えます。

特に、予算要求時に必要と思われる補助金交付要綱は、今後、策定するとのことが、これは財政課長との個別の話で分かったことですが、現在、補助金交付要綱はないということです。これでは、補助金が何の目的で、何のために必要かが明確化されていません。市長が必要だからというだけで、予算化されるものではないと思います。

また、ごみ袋販売補助金についても、令和3年度において予算化し、そのことについて、令和3年5月20日付で、当時、黒川議長から市長に再検討要望が提出されているにもかかわらず、全く同じ提案であったことについては、予算審査特別委員会で複数の委員から指摘され、さらに検討することとなっておりますが、これも公約達成のためだけの提案であると思わざるを得ません。

さらに、昨年12月議会で予算化されたドローン配送実証実験の結果が出ない状況の中で、商店街にぎわい創出事業との名称で行う商店街活性化対策事業のうち、ドローン配送に対する事業費が2,200万円と高額であるにもかかわらず、しかも3年継続ということも、改めて予算委員会の資料請求をしなければ、説明がなかったものということもあり、納得できない部分であります。

委員会の質疑の中で、今回の予算については、観光面に偏り過ぎるのではないかと指摘もあつたとおり、限られた予算の中で、勝浦市という身の丈に合った予算編成を基本とすべきであります。

観光都市勝浦としての成長のためには、市の観光に対する財政負担が、市の経済を継続発展させるものでなければならないものと考えます。

さらに、本来は令和2年度事業である（仮称）かつうら海中公園再生計画事業に業務委託料の

計上があります。この事業は、令和2年度の国庫補助事業であり、諸般の事情から事故繰越となっていることは承知していますが、令和4年度予算にまで影響があるとなつては、承知しがたい部分であります。これらのことを総合的に考えたとき、この予算はもう一度、新たに組み直す必要があります。

よって、令和4年度一般会計歳入歳出予算については、反対せざるを得ません。以上のことを述べて、反対討論といたします。

○議長（松崎栄二君） ほかに討論はありませんか。渡辺ヒロ子議員。

〔3番 渡辺ヒロ子君登壇〕

○3番（渡辺ヒロ子君） 渡辺ヒロ子です。私は、議案第14号 令和4年度勝浦市一般会計及び第15号から第18号の特別会計、水道事業会計当初予算について、賛成の立場で討論いたします。

令和4年度当初予算では、一般会計においては昨年度比14.9%増額、特別会計を合わせると9.8%増額の約160億円という、これまでにない規模での予算編成となっております。

現在の市の財政は依然厳しい状況であると思いますが、市民アンケートの要望を踏まえた積極的、大胆な施策を展開し推進するという基本理念に基づいて出された重要施策について、深く賛意を表します。

子育て世帯の経済的支援を推進する中で、高校生まで拡充した医療費無償化、小中学校の給食費無料化事業は、子育て、教育環境の向上と充実を目指す上で、注目すべき大きな新規事業です。市内の子育て世代の方々にとっても、勝浦への移住を考える若いの方々にとっても、勝浦が子育てしやすい、安心して暮らせるまちであると実感できる有意義な施策であると考えます。

また、産業、観光、商業の振興等により、地域内経済の循環を図る取組として、水産、農業、観光、商業、各分野において、多くの事業、新規事業が施策されています。これらはどれも、勝浦をより活性化するために有効な事業として期待できるものと考えます。

特別会計においては、様々な取組について理解いたしました。

水道事業では、老朽化という、いち早く取り組まなければならない大きな課題がありますが、令和7年の広域化により、国、県からの支援を期待するところでもありますし、また、大切なライフラインを守るための現状と取組について説明を受け、理解いたしました。

まだ続くコロナ禍や揺らぐ世界情勢に、市民の不安は経済的にも日々大きくなっています。その中で、多くの市民が要望する安価な水を提供するための水道料値下げについての取組は、優先すべきと考え、私は賛意を表しました。

ただ、ここで私個人の要望を申し上げますと、高齢者福祉の経済的支援及びデマンドタクシー、高齢者タクシー利用料助成事業の拡充については、いまだ不便を感じている地域もあるとの声を聞きます。市内全域への配慮を十分に検討した上での推進を求めます。

また、新規事業として策定された商店街とにぎわい創出事業については、3年間にわたり高額な予算が投じられます。この事業が、本当に市民にとって有効なものとなるのか。市内商業の活性化につながるものなのか。市内経済が厳しい中、今、勝浦市がすべきこと。また、市民が求めていることへの優先順位について、いま一度、十分に検証、検討した上での実施を強く要望いたします。

冒頭に挙げました今回の大規模の予算編成は、歳入の根幹をなす市税の増加と、令和3年度のふるさと応援寄附金が前年度の2倍まで増額したことで、可能となったものです。返礼品で御協

力くださっている市内業者の方々の努力はもちろんのこと、勝浦を元気にしようと、ふるさと応援寄附金をくださる全国の方々の熱い思いを感じます。

私たちは、その期待に応えなければなりません。その思いに報いるためにも、有意義な活用法については、今後も大いに議論を重ねる必要があります。そして、私たち市民も行政も心一つにして、さらに魅力ある元気なまちづくりを目指していかなければなりません。

ですから、令和4年度運営方針として打ち出された、地域の宝を生かしたにぎわいのあるまちづくり、支え合い、安心して暮らせるまちづくりを実現するための各種事業が、速やかにスタートできるように、議員の皆様には今ここで賛意を示していただき、市民アンケートの要望を踏まえた各種事業が推進できることを心より希望し、賛成の立場をとらせていただきました。

以上申し上げましたとおり、私は、議案第14号 令和4年度勝浦市一般会計及び第15号から第18号の特別会計、水道事業会計当初予算について、賛意を表し、賛成討論といたします。

○議長（松崎栄二君） ほかに討論はありませんか。戸坂健一議員。

〔5番 戸坂健一君登壇〕

○5番（戸坂健一君） 私は議案第14号 令和4年度勝浦市一般会計予算について、反対の立場で討論をいたします。

令和4年度、新年度予算は、様々な形で先進的な、かつ、そして未来への投資となるような事業も含まれており、そうした政策については評価をするところであります。

中でも商工費、商店街等にぎわい創出事業については、議会の中で様々な議論もありましたが、その先進的な取組について評価するとともに、議会での議論も十分に踏まえながら、市内商店街活性化の起死回生の策として、また、ひいては市内商工業の発展に向けた未来への投資となるような事業にしていきたいと望むものであります。

しかしながら、予算全体として見たときに、総論として、やはり私は反対せざるを得ません。その理由として、市長公約に準ずる予算の幾つかが、財政的根拠に乏しく、また、費用対効果の薄いいわゆるばらまき政策と言わざるを得ない予算となっているからであります。

特に、以下の3つの事業について反対の理由を述べたいと思います。

まず、清掃費、ごみ袋販売補助事業であります。

こちらの事業については、附帯決議もありましたが、しかし、昨年度3月議会や予算委員会の中で問題を指摘されて、実施していなかった事業であるにもかかわらず、また費用対効果や、小売店への価格反映などの課題が解決しているとは思えない中で、事業として提案されていること自体に疑問を感じます。

また、議案質疑の中で、費用対効果についてただしたところ、もしこの事業が実現したとしても、1家庭当たり年間約800円程度の補助にしかならないことも明らかになりました。このような効果のために、約700万円もの予算を投入することについて、反対であると言わざるを得ません。

また、昨年度、議長からも、慎重に対応すべきと市長宛てに再検討要望がなされたにもかかわらず、昨年と変わらない予算が上がってきたこと自体、議会軽視であり、賛意を表することはできません。

次に、上水道費、水道事業会計補助金1億円についてであります。

一般会計からこれだけの巨額の予算を水道事業に繰り出すということについては、その効果やこれまでの経緯、またその財政的根拠も含めて、反対せざるを得ません。

私は、水道事業については、まず市民の皆さんに勝浦市の水道事業の現状をしっかりと御理解をいただくことが必要であると思っています。マスコミなどで、勝浦市の水道料金がいかに高いかが取り沙汰されておりますが、勝浦市の水道料金が理由の一つは、第1には、独立した企業会計として、これまで、その経営努力によって、市の一般会計からの繰入れを行わずにやってきたこと。つまり、端的に言えば、自治体からの補助金をもらわずに頑張って独立採算をしているから、水道料が高かったんだということが重要だと思います。その分、勝浦市としては、限りある財源を有効に活用できていたということだと思います。経常収支比率が90%台後半で推移する中で、今後、水道事業に市の財政から巨額の予算を繰り出していくこととなれば、今後、ますます経常収支比率が悪化し、市の財政の柔軟性はなくなっていく。つまり、新しいことは何もできなくなっていくということでもあります。

本来であれば、市民の皆さんにこうした現状をしっかりと説明し、値上げも含めて、勝浦市の水道事業の健全化、経営の安定化をいかに図っていくかということに尽力しなければならないにもかかわらず、勝浦市の水道料金は高いからと、マスコミなどを通じていたずらに市民の不安をまねき、赤字の補填のためだけに予算を投入するやり方は、納得できるものではありません。

また、水道審議会、議会での議案説明、予算委員会での説明にも、それぞれ矛盾があり、また財政根拠として、ふるさと応援基金からの繰入れを行うとのことではありますが、こうした不安定なふるさと納税をその財源として充てることについては、納得のできるものではありません。

今、勝浦市の水道事業への支援として勝浦市がなすべきは、有収率の改善や経営基盤安定化のための将来に向けた投資であり、赤字補填や一時しのぎのための水道料金削減ではないとの理由から、反対するものであります。

次に、教育費、学校給食費補助金3,541万円についてであります。

本年度は、新型コロナ対策の単年度予算として、半額補助として予算計上されていたものであります。新年度予算には、全額補助として予算が上がっております。

その根拠として、市民アンケートなどが挙げられておりますが、現役の子育て世代が、給食費の全額無料化を望んでいるかといえ、私は、これまで様々な方にヒアリングを行った中で、決してそんなことはないと感じているところであります。今、子育て世代の皆さんが望んでいるのは、こうしたばらまき政策ではなくて、教育の質の向上であって、あるいは形として将来残せる補助であって、子どもたちの未来のための投資であります。子育て世代の支援のためといいますが、勝浦市では既に給食費は、所得によって2段階での援助を受けることができます。本当に困っている御家庭には、既に支援制度があるわけです。

そうした中で、また、子どもの給食費は自分で払いたいという御家庭もある中で、給食費を全て無償化することに巨額の予算をかけて、いいものなのでしょうか。給食をつくるためには、施設をつくり、人を雇い、食材を買って調理して、学校まで運びます。現在、保護者の皆さんに御負担いただいているのは、子どもの口に入る食べ物の食材費であります。それ以外の経費は、初めから全て公費負担です。既に公的支援や公費負担があるにもかかわらず、所得に関係なく、給食費を全額補助するということは、税負担の公平性からも大きな問題があると思います。誰かの負担をなくすということは、誰かがその負担を背負わなければならないということです。今、必要な予算を後回しにして、既に支援制度のある給食費を無償にすることで、約4,000万円もの経常経費をかけていくことが、本当に子どもたちのためになるのでしょうか。

無料にしますと言われれば、誰だってうれしいです。しかし、これが将来世代への負担のツケ回しになっていませんか。子育て世代への支援と言いながら、当の子どもたちに、有無を言わせず、将来の負担を背負わせるやり方は断固反対いたします。

長くなってしまいましたが、何でも無料、あるいは負担軽減であれば、それはもちろん喜ぶ市民の方は多いと思います。しかし、行政の持つ財源には限りがあります。何かを無料にするには、あるいは料金を軽減するなら、その分、誰かが税金で負担をしなければならない。あれもこれも無料にしてくれということであれば、財政は破綻してしまいます。税金でそれを行う必要性があるのか。財源は確保できるのか。ほかの事業と比べて優先すべきことなのか。どうも、ちぐはぐな予算になっていると言わざるを得ません。

今なすべきは、このようなばらまき予算ではありません。現役の子育て世代、若者世代の皆さんが、所得も上がらない。また、増税であえいでいる中で、本当に望んでいるのは何でしょうか。給食費を下げたいとか、当面の水道料金を下げたいとか、そういうことではなくて、子どもたちの可能性を広げるための、教育の質の向上のための投資であって、子どもたちの未来への投資であります。

そうした予算を、雇用の確保や新しいビジネスを創出するチャンスとして、勝浦市の明るい未来のために、安心して働ける場、子どもを育てられる環境をつくるための投資をしてほしいと願っているのではないのでしょうか。

今が苦しいからこそ、今の市民の皆さんに御理解をいただきながら、子どもたち、孫の世代の皆さんのために何を残せるか。しっかりと議論し、10年後、20年後、50年後の勝浦市を考えて、未来への投資を行うべきで、広く浅い支援のために巨額の予算を投じることについては、将来世代への負担のツケ回しにほかならず、反対せざるを得ません。

以上、反対の立場で討論をいたします。

○議長（松崎栄二君） 討論の途中ではありますが、11時25分まで休憩いたします。

午前11時09分 休憩

午前11時25分 開議

○議長（松崎栄二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに討論はありませんか。磯野典正議員。

〔6番 磯野典正君登壇〕

○6番（磯野典正君） 議案第14号 令和4年度勝浦市一般会計予算及び議案第18号 令和4年度勝浦市水道事業会計予算について、反対の立場での討論をさせていただきます。

私は、予算審査特別委員会の委員長を務めさせていただきました。委員会としての本議案に対する賛否の結果は、賛成多数で可決されてされましたと、先ほど報告をさせていただきました。予算委員会特別委員会の委員長が、賛成多数であった議案に対し、反対討論を行うのは許し難いという議員の方もいらっしゃるかもしれませんが、自らの考えを言って責任を果たすことが、議員の使命であると考えておりますので、どうぞ御理解くださいますよう、よろしくお願いいたします。

令和4年度勝浦市一般会計予算は、102億1,200万円。前年度と比較し、13億2,600万円の大幅な増額予算でございます。これは、令和3年度のふるさと応援寄附金が好調であったことから、大

幅な予算増額につながったものであると思います。

歳出予算では、デマンドタクシー事業、新規事業の地域活性化起業人交流事業、子ども医療費の拡充事業、有害鳥獣捕獲事業、耕作放棄地再生推進事業、母子保健事業、商店街にぎわい創出事業等々、評価したい予算が多くある中、教育費の給食費補助事業3,541万円と衛生費の新規事業、上水道事業、経営基盤支援補助金について、納得のいくものでないことから、令和4年度一般会計予算に反対するものであります。

給食費の補助については、令和3年度は半年間、半額補助を行っております。これはあくまでコロナ対策である、そう理解いたします。しかしながら、令和4年度の新年度予算に計上された案では、全額補助であります。質疑の中で、給食について質問したところ、市長からは、市民アンケートの少子化対策、子育てについてのアンケートの結果にある経済的負担の軽減が49.1%であったことから、子育て支援のための施策であると答弁がありました。

経済的負担の軽減という答えが、給食費の全額補助なのか。また、近隣市町が全額補助をしているからという理由が、果たして正しいのか。私は疑問でなりません。子育て施策に力を入れ、移住者が増加している市町の事例を見ても、給食費、子ども2人目まで半額、3人目から全額補助、そういった自治体もごぞいます。

また、この財源は、ふるさと応援寄附金の活用であります。令和3年度が好調だったことから、組み込むことのできた予算であります。

私は、給食費の補助などではなく、もっと特化した教育に対する教育費の充実を検討すべきだと思います。給食費の無料化が、移住・定住に結びつくとは思えません。少子化対策、子育てのアンケートについて、自由意見には雇用、賃金という意見が多く書かれています。義務教育期間にあらゆる面で補助を行うも、結果的に若者が勝浦に残らず、また帰ってくることなく、生産年齢人口は減っていく。このようなばらまき予算ではなく、将来を見据えた予算を考えていただきたい。

次に、上水道事業については、平成31年度、令和2年度ともに損失を計上し、令和3年度は高料金対策を行ったことにより、1,200万円の利益が出るという見込みであります。

今回の一般会計からの1億円の繰入れについては、高料金対策2,500万円の繰入れ、料金の安定化を図っているにもかかわらず、水道料金の値下げを行うことでの損失の穴埋めのために行うと。到底納得のいく予算ではありません。この上水道事業費も、ふるさと応援寄附金からの繰入れであります。

令和7年度の県水統合を見据えるのであれば、今、値下げはできないが、これ以上、高くならないような施策をあと数年、市民の皆さん、協力してほしいと市民に伝えるべきであります。

市長公約の実現のためにふるさと応援寄附金があるのではない。もっと未来を見据えた有効的な活用をするべきです。

以上のような理由から、令和4年度一般会計予算に対する反対の意を表明させていただきます。

○議長（松崎栄二君） ほかに討論はありませんか。狩野光一議員。

〔2番 狩野光一君登壇〕

○2番（狩野光一君） 私からは、令和4年度勝浦市一般会計予算案について、賛成の立場で討論申し上げたいと思います。

これまでの賛否両方の討論、お伺いしていると、いろんな角度からの考え方があって、それ

それぞれ一つの事案についても、許容ポイント、許容されるポイントも大分違うんだなと、そのように感じます。ここでは、私が今回、賛成という立場に考えが至った経緯、これをお話し申し上げまして、討論とさせていただきます。

本審議の過程においては、議会及び特別委員会において、数多くの質疑がなされました。これに対して執行部からは丁寧な、また理論的な答弁ありまして、私にとっての疑義はおおむね解消できたかと考えております。

しかし、反面、一部に、質疑答弁を経ても、なお疑義解消に至らない案件があったことも事実でございます。私の賛否、判断の焦点というのが、ここに集約されております。

一つは、衛生費に挙げられているごみ袋販売補助事業でございます。

こちらについては、事業の恩恵を市民にもたらしため、その方法、補助の在り方というものが議論され、しかし、そのそごが解消に至っていないという現状でございます。

2つ目に、商工費に挙げられました商店街等にぎわい創出事業。こちらについては、実証実験、その結果を経ずに事業化されたというその経緯、及び事業効果に対する疑義、さらに費用対効果、これに関する疑問が、いまだ拭えずにおります。

こういう理由により、本決議をもって事業案全ての承認をすることについて、自分自身には、ためらいもございました。一般的に事業や予算が議案として提出されるまでには、執行部においては、大変な労力を費やされているものと思います。そこでさらに議員や委員の意見を酌み取り、これを再協議するには、これまで以上のエネルギーが求められると思います。

それにもかかわらず、先ほど申し上げました懸案の2事業については、承認後においても、事業着手前に再協議をする。情報提供を行うとの、答弁中に明言をいただきました。その方向性をしっかりとお示しいただいたことについて敬意を表すると同時に、これが自分の大きな判断材料となりました。

さらに申し上げれば、予算審査特別委員会において、委員長報告にもありましたとおり、懸案の2事業に関しては附帯決議が採択されたことも、大きな判断要素となっております。附帯決議に法的効力はございませんが、さきに述べたとおり、議会や委員会における答弁で、両議案に関する再協議、情報提供を約束いただいたこと。これに併せて、日頃から行政と議会を車の両輪との例えで示されている土屋市政にとって、法的効力よりも、さらに重いものを受け止めていただいたと私は理解いたします。以上により、2事業に対する懸念は、それぞれ性質を変えて存在はするものの、一般会計予算案の是非を判断する上での疑義は解消したものと考えます。

よって、本案について、賛成の意を表するものです。以上、自身意思決定の経緯を申し述べ、本案に対する賛成の討論といたします。

○議長（松崎栄二君） ほかに討論はありませんか。寺尾重雄議員。

〔8番 寺尾重雄君登壇〕

○8番（寺尾重雄君） 私は、令和4年度勝浦市一般会計予算について、反対の立場で討論いたします。そして、この中の水道事業会計、これについても反対の立場で討論させていただきます。

この予算は、令和4年度予算編成において、何回も言うようにコロナ禍、ウクライナ問題と、世界は非常に厳しい。またこの厳しさは当然、日本にも追って、市と経済は非常に厳しくなってくると思います。物価の高騰、エネルギーの石油、ガス、そして食料等はどんどん値上がりの傾向にあります。

そうした中で、令和4年度一般会計において、勝浦市まち・ひと・しごと創生総合戦略で、各産業、企業誘致等、観光等による交流人口の拡大、市内の移住・定住の促進、子育て支援、教育問題の向上など、目標を掲げておる中で、この予算の組み方の中で、特化して商工費関係が非常に多く受け止めています。

そうした中で、勝浦市の中心産業である農林水産業をはじめとする予算の持続的な可能な産業育成は、これからの発展にどのような4年度の予算なのか、私には見えない面があります。

その中で、市長公約である医療費の高校生まで無料化。先ほど来から出ている給食費等、確かにやるべきことは自分でやらなければ、市長として当然、公約は守る。人間としてのこれは当然、話だと。

しかし、しかし、この予算の編成において、特に今回の予算の話題にもなっておりました商店街にぎわいとデジタルトランスフォーメーションが先行し、マスコミの、市民受けの面での政策の考え方、そういうものを考えたときに、市民目線から見れば、何をどのように、買物弱者の人たちにどのように提供するかが先行するべきだと思うんです。そうしたものの考えを、デジタル的な面は当然これからも、何回も言うように、必要な時代は来ます。

しかし、今の勝浦において、まさに弱者における買物の戦略、戦術をどうするか。そして、確かに幾つかのこの予算の中でも私も指摘してきましたが、勝浦ロータリー、市役所前の花、これはそれとしての、私としては、もっとやるべきものはほかにあるのではないか、そういう思いもあつての話です。

そして、U I J ターンによる就業創出等、勝浦市の、要するに定住・移住はどこでも予算組みの中で補助を与え、その補助を活用する。そうじゃなく、議会でも言ったように、勝浦市独自の方法の中での予算組みがあつてしかるべきではないかと思うところであります。

昨日、23時36分、地震もありました。持続、持続というのであれば、木造住宅の耐震診断、耐震補強等の予算編成においても微々たる予算が、前年比と同じなわけです。まさにふるさと納税の活用、お金の使い方とか予算の使い方は、伴って、その時期にどう使って、市民目線の行政サービスができるかという中の思いが受け取れない、そういう思いであります。

そうした中で、市民生活の安全をどう守り、安心をどう守るかである中の予算組みの理解するところにおいて、まずは一般会計については、反対の討論とさせていただきます。

次に、水道料金において再度、反対の立場で討論させて……。確かに水道事業は平成12年、私は11年に議員になりました。そのときに29.8%。そして、平成18年、15.4%の水道料金の値上げでございます。まさにそのときの石綿管の漏水管からの復旧、そして企業会計としては、勝浦市にとって非常に難しい、苦肉の策の中から、この水道料金を上げ、可決し、一般市民、市民の皆様に苦勞をかけた問題があります。

そうした中で市長は、市長になったときに多くの市民、少なくとも半数以上の市民から、水道料金の30%を期待され、市長になっておりますと、私は思っています。

そういう考えを踏まえたときに、今回いろいろ出る水道料金、高料金は高料金で、遅いかも分からないです。2,500万円、そして1,800万円が県からの話もあります。そういうものよりも、市民に平等にどう与え……。なぜかといったら、先ほど来言った12年、18年の料金値上げにおいて市民に負担をかけながら、ここまで水道事業を守りながら、石綿管の補修工事86%、そして今、残っているのが2,460メートルという水道課長の答弁でもあります。そこまで来たわけです。

そうしたときに、ふるさと納税が、少しでもそういう面の市民の生活、安全を守ることができ、行政サービスができるのであれば、仮に10円でも100円でも、それは市民全体を考えて、市民に還元するべきだと思うところであります。

そういう考えを持って、水道料金に関しては平等性に欠けるので、反対の立場で討論をさせていただきます。

以上、反対の討論を終わります。

○議長（松崎栄二君） ほかに討論はありませんか。佐藤啓史議員。

〔9番 佐藤啓史君登壇〕

○9番（佐藤啓史君） 私は14号、18号、反対の立場で討論します。

まず、今回、一般会計及び水道事業会計、予算編成をしました副市長、教育長、そして財政課長、水道課長及び全課長に対して、今回の予算編成の御尽力に対して敬意を表したいと思います。

私がなぜ今回、議員になりましたけれども、当初予算、初めての反対の立場を表明します。それは、各議員がそれぞれ今、反対の討論、賛成の討論、お話しされましたけれども、一つ一つお話しされましたので、細かくはお話ししませんが、一点だけお話しします。それは子育て支援事業の拡充についてであります。

昨年度、令和3年度の当初予算編成のときの予算委員会において、給食費の負担について、半額になりました。そして今回、全額となりました。私は、子育て支援の拡充は未来への投資だと思っておりますので、これまで何度となく、様々な提案をしてきました。「子育て支援の基金の創設をしてください」。答弁は「原資がないから、基金の設立をしない」という答弁でした。

「子育て支援券を配付していただいて、市内経済を振興とともに、子育て支援の充実をしていただきたい」。「検討する」で終わりました。

しかしながら、今回、給食費の全額の補助となりました。私がこれまで提案してきたことを一切検討していただけない中での今回の予算編成。私は、持続可能な予算ではなく、持続可能なまちをつくるための予算ではなく、自滅スタートの予算になる可能性があるということを指摘したいと思います。未来への希望を持てるための予算編成であれば、私は大いに賛成したところでありますけれども、そのようなことから、当初予算、一般会計予算については、反対の立場を表明します。

そして、14号を反対する以上は、18号、繰出金、出しておりますので、18号についても、賛成することはできないという立場を表明させていただき、討論とさせていただきます。

○議長（松崎栄二君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松崎栄二君） これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第14号 令和4年度勝浦市一般会計予算を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松崎栄二君） 起立多数であります。よって、議案第14号は、原案のとおり可決されました。

○議長（松崎栄二君） 次に、議案第15号 令和4年度勝浦市国民健康保険特別会計予算を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（松崎栄二君） 挙手全員であります。よって、議案第15号は、原案のとおり可決されました。

○議長（松崎栄二君） 次に、議案第16号 令和4年度勝浦市後期高齢者医療特別会計予算を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（松崎栄二君） 挙手全員であります。よって、議案第16号は、原案のとおり可決されました。

○議長（松崎栄二君） 次に、議案第17号 令和4年度勝浦市介護保険特別会計予算を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（松崎栄二君） 挙手全員であります。よって、議案第17号は、原案のとおり可決されました。

○議長（松崎栄二君） 次に、議案第18号 令和4年度勝浦市水道事業会計予算を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（松崎栄二君） 挙手多数であります。よって、議案第18号は、原案のとおり可決されました。

○議長（松崎栄二君） 次に、議案第7号 押印を求める手続の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、議案第8号 勝浦市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について、議案第9号 一般職の職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、

以上3件を一括議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。鈴木総務文教常任委員長。

[総務文教常任委員長 鈴木克巳君登壇]

○総務文教常任委員長（鈴木克巳君） 議長より御指名がありましたので、今期定例会において、総務文教常任委員会に付託されました議案の審査経過と結果について、その概要を御報告いたします。

当総務文教常任委員会は、付託されました事件を審査するため、去る3月9日、委員会を開催し、執行部より市長、副市長、教育長及び関係課長の出席を求め、その審査を終了いたしました。

その結果につきましては、お手元へ配付の委員会審査報告書のとおり、議案第7号 押印を求める手続の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、議案第8号 勝浦市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について、議案第9号 一般職の職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、以上3件につきましては全員賛成で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、総務文教常任委員長の報告を終わります。

○議長（松崎栄二君） これより、委員長の報告に対する質疑に入るのでありますが、発言通告はありませんでした。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（松崎栄二君） これをもって、質疑を終結いたします。

これより討論に入るのでありますが、発言通告はありませんでした。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（松崎栄二君） それでは討論を終結いたします。

これより、議案第7号 押印を求める手続の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長のとおりに決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（松崎栄二君） 挙手全員であります。よって、議案第7号は、原案のとおり可決されました。

○議長（松崎栄二君） 次に、議案第8号 勝浦市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（松崎栄二君） 挙手全員であります。よって、議案第8号は、原案のとおり可決されました。

○議長（松崎栄二君） 次に、議案第9号 一般職の職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（松崎栄二君） 挙手多数であります。よって、議案第9号は、原案のとおり可決されました。午後1時まで休憩いたします。

午前11時55分 休憩

午後 1時00分 開議

○議長（松崎栄二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

磯野議員より発言訂正の申出がありましたので、会議規則第65条の規定により、許可したいと思います。これを御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（松崎栄二君） 御異議なしと認めます。よって、磯野典正議員の発言を許可します。磯野典正議員。

○6番（磯野典正君） すみません。先ほど反対討論の中で、私が「議案第14号 令和4年度勝浦市一般会計予算——議案第18号」というような言葉を使いました。「——」ではなく、「及び議案第18号 令和4年度勝浦市水道事業会計予算」に訂正をさせていただきたいと思います。

よろしく願いいたします。ありがとうございます。

○議長（松崎栄二君） 以上のように会議録を訂正いたします。

○議長（松崎栄二君） 次に、議案第10号 勝浦市子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第11号 勝浦市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について、議案第12号 勝浦市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について、議案第13号 勝浦市水道事業条例の一部を改正する条例の制定について、議案第19号 市道路線の認定について、以上5件を一括議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。久我産業厚生常任委員長。

[産業厚生常任委員長 久我恵子君登壇]

○産業厚生常任委員長（久我恵子君） 議長より御指名がありましたので、今期定例会において、産業厚生常任委員会に付託されました議案の審査経過と結果について、その概要を御報告いたします。

当産業厚生常任委員会は、付託されました事件を審査するため、去る3月10日、委員会を開催し、執行部より市長、副市長、教育長及び関係課長の出席を求め、その審査を終了いたしました。

その結果につきましては、お手元へ配付の委員会審査報告書のとおり、議案第10号 勝浦市子

ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第11号 勝浦市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について、議案第12号 勝浦市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について、議案第13号 勝浦市水道事業条例の一部を改正する条例の制定について、議案第19号 市道路線の認定について、以上5件につきまして、議案第10号ないし議案第12号及び議案第19号、以上4件は、全員賛成で、議案第13号については、反対討論、賛成討論があり、賛成多数で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、産業厚生常任委員長の報告を終わります。

○議長（松崎栄二君） これより、委員長の報告に対する質疑に入るのでありますが、発言通告はありませんでした。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松崎栄二君） これをもって、質疑を終結いたします。
暫時休憩します。

午後1時04分 休憩

午後1時15分 開議

○議長（松崎栄二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お手元に配付しましたとおり、議案第13号 勝浦市水道事業条例の一部を改正する条例の制定についてに対する修正動議が提出されました。

所定の要件を満たしておりますので、直ちに議題としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松崎栄二君） 御異議なしと認めます。

発議者から提案理由の説明を求めます。鈴木克巳議員。

〔1番 鈴木克巳君登壇〕

○1番（鈴木克巳君） ただいま議題となりました議案第13号 勝浦市水道条例の一部を改正する条例の制定についてに対する修正動議について、発議者3名で提出したのですが、この修正動議について代表して説明をさせていただきます。

令和4年3月議会、本議会に提案された議案第13号 勝浦市水道条例の一部を改正する条例の制定については、先ほど産業厚生常任委員長からの委員会決議について可決という内容の説明がありました。今回提案されているこの改正内容は、県下一高いとされる水道料金の順位比較、これは通常、順位比較やるのは口径13ミリで20立方メートル使用の場合の料金、このことだけにこだわり、水道料金の一部の引下げを行おうとするものであり、その部分に該当する料金のみを改正となっています。

勝浦市の現状の水道給水戸数は1万450戸です。この給水戸数に対して、市の減額対象とした戸数は、全体の51%であり、5,330戸にしか対応していません。

すなわち、このことは給水者の49%に当たる水道使用量8立方メートルまでの基本料金での給水者5,120戸には、料金の減額が適用されないことから、大きな不公平感が生じるとともに、市長公約の実現とは、なりません。

今回の修正提案するこの改正案は、限られた予算の中での水道料金改定が、給水者全体に波及することを前提とし、しかも、市長が最も気にしている県内順位で、水道事業全体としては、39であります。44の料金設定のある中で、順位比較の44位からの脱却も考慮しています。

提案は、勝浦市の水道給水戸数1万450戸全戸に対して減額対象とするものです。

内訳としては、基本料金での給水使用量8立方メートルまでの5,120戸、全体の49%の給水者に対して、市の改正案では対象としてない基本料金1,700円から、100円を減額した1,600円とし、これにメーター使用料金80円と消費税を加えた金額で1,848円となり、現行の料金より、消費税込みで110円の減額となります。

また、超過料金として設定されている9立方メートル以上20立方メートルを使用する給水に対して、新年度予算に盛り込まれた水道事業会計への経営安定化支援分としての市補助金を考慮した中で、最大限に対応できる減額措置を考えたとき、現行の金額より30円減額し、230円とすることにより、いわゆる市町村別の水道料金比較で使われている13ミリ口径で20立方メートルの使用時の水道料金は、税込みで4,884円となり、現行より506円の減額となります。

これは、市町村比較で、44料金設定の中での、市長のこだわりの順位比較では、41位になります。この料金設定によれば、全体的には年間3,132万円の収入減少が生じますが、一般会計からの水道事業会計への補助金で、経営基盤安定化支援に対する1億円の補助金により、当分の間は対応できるものであると考えます。

以上のことから、議案第13号 勝浦市水道事業条例の一部を改正する条例の制定についてに対する修正案の説明といたします。

議員の皆様におかれましては、我々議会は、市民のために何をなすかということであり、市の提案は全て良ではありません。疑問があれば、それをただすことも、議会に与えられた使命であると思います。その点を十分に考察いただき、修正案を可決していただければと思います。

以上で、提案の説明といたします。

○議長（松崎栄二君） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松崎栄二君） これをもって、質疑を終結いたします。

これより、委員長報告及び修正案に対する討論に入るのでありますが、発言通告はありませんでした。

討論はありませんか。岩瀬洋男議員。

〔10番 岩瀬洋男君登壇〕

○10番（岩瀬洋男君） 討論は、議案13号に関するのと今の修正案が一括ということですので、私たちが、どれに対するところで反対をしているのか、よく聞き分けていただきたいというふうに思います。

私は、議案第13号 勝浦市水道条例の一部を改正する条例の制定についてを反対の立場で討論をいたします。

水道事業は独立採算で、経営の健全化を求められていることは御承知のことと思います。今回の改正は、水量9立方メートル以上20立方メートルまでの超過料金1立方メートルについて、260円を220円に下げようとするものです。

勝浦市は、人口の減少や観光客の減少、観光施設の撤退、節水意識の向上など、水道事業を取り巻く環境は厳しさが増し、平成31年度、令和2年度の赤字決算は、危機感を一層募らせるものでありました。令和4年度に関しても、給水収益の減少は続いています。

このように一層厳しい経営状況にあるにもかかわらず、わざわざ料金を下げ、自らの収益を減らし、赤字を増やし、水道事業の健全性を損なうこの施策を容認できるでしょうか。

今回の条例改正によって、1年間で2,500万円、4年間で1億円と言われる収益を自ら減少させ、たまたま増加したふるさと納税で充当させるという説明でありました。

しかし、老朽管更新など公共施設の修繕や、今後想定される佐野浄水場の改修など、財政的に負担の大きい事業も待ち構え、赤字の上に赤字を載せるこの改正が、本当に正しいことでしょうか。

賛成されようとしてされている皆さんは当然、勝浦市水道ビジョン経営戦略をお読みのことと思います。あらかじめ言うておきますが、これは統合を前提とした計画ではありません。令和3年度、すなわち今年からですよ。今年から令和12年までの10年間の計画です。老朽管更新の予定額が、2億3,578万6,000円。佐野浄水場大規模改修工事を含む老朽施設改修事業で、33億499万4,000円。水道施設整備事業で、2億3,893万8,000円。合計37億7,971万8,000円の計画があります。御存じのことだと思いますが、これは、おとしできて、今年度から30年度までの計画なんです。これは誰がつくったかという、勝浦市の水道課がつくったわけです。繰り返しますが、これは統合を前提としたものではありません。あくまでも単独でいった場合であります。

一方で、九十九里・南房総地域の水道用水供給事業体と県営水道の統合に向けた第5回の統合協議会準備会議が、令和4年、今年の1月13日に開催されました。統合の基本的な方向を取りまとめられ、覚書案について合意が得られました。これも前進しています。非常に期待ができます。

しかし、なお不足する額の財源措置として、勝浦市の追加負担など不透明な部分があります。知事や市町村長で構成する統合協議会の設置も、これから予定されておりまして、先はまだ見通せない状況にあります。

佐野浄水場の更新は、統合企業が全部出してくれるとは決まっています。料金の引下げは、財政支出の見通しが、しっかり立ってから行うべきものです。一般会計でさえ、市には、老朽化した公共施設が多くあり、その維持管理に多額の事業費を要することが見込まれ、また施設の改修などを想定すると、現在の市の財政状況は、余裕のある状況とは言えません。しっかり明記されているではありませんか。

その一般会計から既に毎年、高料金対策で2,500万円が出ています。今まで勉強会と称するやつで、財政課長から何年にわたって、水道料金に回せる資金はないと言われて納得していたのは、我々議員じゃないんですか。増加したふるさと応援基金を積極的に活用した予算編成にすることは、問題ないんです。

しかし、使い道を間違えているとは思いませんか。議員のチェック機能とは何でしょうか。皆様におかれましては、ぜひ冷静に御判断いただき、役割を自覚され、適正に判断されることを期待し、議案第13号 勝浦市水道条例の一部を改正する条例の制定について、反対の立場での討論といたします。

○議長（松崎栄二君） ほかに討論はありませんか。照川由美子議員。

〔4番 照川由美子君登壇〕

○4番（照川由美子君） 照川由美子です。私は、議案第13号 勝浦市水道条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の立場で討論いたします。

条例の改正は、先ほど確認されましたように水量9立方メートル以上、20立方メートルまでの超過料金、1立方メートルにつき260円を220円へ引き下げようとするものです。

水道料金は口径13ミリで20立方メートル使用した場合の料金で比較されますが、本市は県下でも最も高額であるということから、まず生活必需である水道料金の負担軽減を図り、家庭生活の一助としたいとの強い願いがあつての改正と受け止めます。

これに対し、私の最初の疑問は、超過料金で1立方メートル当たり40円引き下げるなら、なぜ基本料金を引き下げないのか。これでは、9立方メートル以上使用する世帯、51%、約半数と言われる世帯が恩恵に浴し、あとの世帯は今までどおりで、市民に不公平感が生じるのではないかというものです。

しかし、質疑の中で、高額と言われる実態と、なぜここに絞り込んでの策なのかを納得しました。それは一つに、水量8立方メートルまでの本市の水道基本料金は、他の自治体と比較しても、突出して高いものではなく、9立方メートルを超えた超過料金の設定が、最も高額であったということ、これは事実です。

であれば、ここに的を絞つての対策は、理にかなつていふと考えます。高いところを下げて、高くないところまで下げることがをしない。これを基本理念として、よく詰め、策を決定したと考えます。

2つに、水道使用料の根幹をなす基本料金を下げるということは、水道事業の将来を見通すと、根幹の収入が大幅に減じ、今後の水道会計に大きな影響を及ぼす可能性が懸念されるという問題です。これは、私よりも経験の深い議員の皆様は御存じであるというふうに思います。

コロナ対策では、いつとき基本料金を下げましたが、それはあくまで一時をしのぐ対策と理解しています。このことをしっかり市民に理解できるようにすることが大事であると考えます。

今回の改正の効果としては、これまで負担がかかってきた月当たり20立方メートル以上の水道使用者に、最大の効果が得られること。最大、税込み528円の減額となり、4月からは2か月ごとの請求になるので、1回の請求当たり税込み1,056円の減額が試算され、市としては、年当たり約2,500万円の減収になるとのことでありました。

これまでの答弁概要では、経営上の判断である、ふるさと納税により財源確保ができたので、生活しやすさを追求して計上した。ほかの自治体と比べ、基本料金は差異が小、超過料金が大きであったので、ここに着目。2,500万円掛ける4年間、広域水道化されるまでの4年間を耐え忍ぶ策であるという内容を支持いたします。

もちろん、財源がなければ改正できないところですが、幸い、倍以上に増額したふるさと納税を活用すること。全国から驚くほど多額の御寄附をいただき、本市の大きな課題であった水道高料金対策も行えます。

これまでの討論にあつた「ばらまき」などという言葉は当てはまりません。もし、そうであるなら、基本料金を改定する条例改正になつていたのではないのでしょうか。

以上、水道条例改正に賛意を表し、私の討論を終わります。

○議長（松崎栄二君） ほかに討論はありませんか。磯野典正議員。

〔6番 磯野典正君登壇〕

○6番（磯野典正君） 議案第13号 勝浦市水道事業条例の一部を改正する条例の制定についてに対する修正動議に対し、賛成の立場で討論をいたします。が、本来であれば、本来であればどうか、ここで討論が一緒にやっているから、あれなんです、私なりには、大もとの13号に関しては反対の立場であります。しかしながら、この修正動議に対する賛成の立場での討論をさせていただきます。

提案理由の説明にあったように、水道給水戸数1万450戸のうち、51%の5,330戸の御家庭、事業所の水道料金は下がる。しかしながら、49%の御家庭、事業者の水道料金は下がらないという極めて平等性のない条例改正であるため、基本料金を1,700円から1,600円にし、超過料金の260円から230円にする修正動議案に賛意を示すものであります。

水道事業会計は、平成31年度、令和2年度ともに純損失を計上しております。本来であれば、値上げをしなければいけない状況。そういったことも、議員の皆様は御承知おきのとおりでであると思います。

しかしながら、令和3年度より、一般会計からの繰入れと県からの高料金補助をすることにより、水道料金の安定化を図っているものであります。つまり、本来であれば、値下げではなくて、現状を維持し、安定的な経営を目指すことが正しい判断であると思っております。

有収率は73.1%。つまり、26.9%は、お金をかけてつくった水が漏水している状態であり、この負担は水道利用者全ての方によって負担されているものであります。

そのようなことから、私は、基本料金の値下げと超過料金の値下げをする修正動議に対し、賛成の意を表明いたします。

○議長（松崎栄二君） ほかに討論はありませんか。末吉議員。

〔15番 末吉定夫君登壇〕

○15番（末吉定夫君） 私は、何かちょっと両方がごっちゃになっているなという感じを受けたんですが、まず、先ほど鈴木議員からの3名の修正の動議について、反対の立場での討論をさせていただきます。

まず、鈴木議員が登壇して発言をした後半の部分、議員は反対もあれば賛成もある。これは私は、本当に鈴木議員と同じ気持ちです。議会で賛成の人ばかりいけば、議会なんて要らない、そういうふうには私は思っております。それは本当に、鈴木議員の意見に対しては、もっともな意見だというふうに思っております。

そしてまた一般のほうの討論で、佐藤議員が冒頭で、課長の人たちには本当に感謝をしているというようなお話がありました。これは本当にそのとおりでなというふうに思っております。

そして、何でもこういったかといいますと、確かに市長は、皆さんのおっしゃるように、ばらまきだ。やれ、給食費の無料。水道料金とかいろんな問題ありますけれども、これは市長が公約で、職員に対して、やれというふうに私、市長公約に対して、私は賛成ではありません。

しかしながら、市長の意見を受けて職員が、本当に今、お金のないこの市政の中で、市民のために一生懸命努力している。その姿を見ますと、どうしても修正案に対しては賛成をできかねますということでございます。

何か納得のできない方がおると思いますが、私は市長に対しては、はっきり言って、反対意見の方と同じような意見を持っています。しかし、それを実行するには、職員が本当に身を粉にして、一生懸命になってやって、少しでも水道料金を下げる。そして、何とか安心して安全

な、市民が暮らせるような計画をしたい。そういうふうな一生懸命にやっている姿を見ると、どうしても今回の修正動議は賛成しかねる。

13号については賛成ということで、登壇してまいりました。

そういうわけで、以上で反対の討論とさせていただきます。

○議長（松崎栄二君） ほかに討論はありませんか。寺尾重雄議員。

〔8番 寺尾重雄君登壇〕

○8番（寺尾重雄君） 議案13号、条例の一部改正する条例の制定について、賛成の立場で討論いたします。ごめん、ごめん。反対の立場で討論いたします。

これ何回も何回も、委員会から議題に上がり、この修正を認めてもらえるように皆さん。だけど、先ほど来から……（「修正に対して賛成でしょう」と呼ぶ者あり）修正に対してです。その中で、金があるとかないとかって、二言目にはそんなことばかり言って、実際ふるさと納税がこれだけあったら、これをいかに、先ほど来も私、反対討論で言いましたけど、事実、平成12年そして18年の料金の値上げ、ここから勝浦の水道は来ているわけですよ。その中では、8立米以下の人たちも非常に苦労しながら生活をしてきているわけですよ。

そうしたものを考えたときに、何回もこういう話言っているのを理解してもらいたいから言うんですけど。そこで、9立米から20立米の立米単価を下げるだけで、いいのかという問題なんです。そこに、実際の話、その人たちが勝浦の水道を守ったわけじゃないんですよ。8立米以下の人も、水の使い方とかいろんな面で苦労しながら、生活してきているんですよ。

私から何回も言わせてもらおうと、勝浦の、執行部が2,500万円。それを今回、我々は発議者として3,120万円ですか、その案を出してですよ。何回も言うけど、500万円であろうと、600万円であろうと、勝浦市議会はこの問題すら、私に言わしたら、重箱の隅つつくような話ばかりですよ。もっと大きな予算のつけ方、あるいは予算の執行について詰めようと思ったら、詰まる問題というのはあるわけですよ、議会としても。

そういう問題から考えますと、これが5,000万円だったら、また考え方は違うでしょうけど、500~600万円の問題は、勝浦市の今回、予算100億円超えている中のほんの一部を絞ったら、また議会もそれをある程度、考えに提案してきたら、どうにでもなる金額だと思うんですよ。そういうことを考えますと、あまりにも小異を考え過ぎて、大きな問題を見失っているような気がするんですよ。

少なくとも市長公約は、この人たちの、市長にしてみれば段階的といいますけど、もう時間もないんですよ、あと1年ちょっと。市長としての任期、今回の任期ですよ。その中で市長公約を守るためには、市長は、この9立米から20立米の人たちのためばかりの話であっては、これは市長としても胸が痛む話じゃないのかという中で、私たちは全体的な見直しをお願いしているだけなんです。

そういう中で、はっきり申しまして、私は議員になったときから、予算の、当時は70億円。70億円の3パーや5パーを詰めることは、自分の家庭だったら当然そう考えるでしょうよ、皆さんの家庭だって。3パー使い方、どう考えるか、節約の問題。そういうものを考えたら、よりよい、市民に対する行政運営、行政サービスができるものだと思いますので、これについては修正動議として、皆さんにお願いしたいと思うんですけど。今、考えてみますと、ただ言い放しの話で、皆さんがそれ聞いているだけでしょけれど、本気になって考えていただきたいという旨の中

で、終わりにいたします。以上です。

○議長（松崎栄二君） ほかに討論はありませんか。狩野光一議員。

〔2番 狩野光一君登壇〕

○2番（狩野光一君） それでは、私は議案第13号 勝浦市水道事業条例の一部を改正する条例の制定について、こちらに賛成の立場で討論をさせていただきたいと思っております。

先ほど来の反対討論並びに修正案への賛成討論、この辺をお聞きして、本件に関しての問題、論点というのは大きく分けて2つあるなど感じております。一つは、水道料金値下げそのものをするか、しないか、その是非の問題。もう一つについては、水道料金を下げるに当たって、どのように下げていくかという、その方法論の問題、この2つがあらうかと思っております。

そこについて、私が本件を判断するに当たり、やはりその2点について考えた経過がございますので、それをお話し申し上げて、討論とさせていただきたいと思っております。

本案件は、水道料金の値下げに関する条例の整備でございます。かねてより議論の多い水道料金の値下げについて、私の率直な考えを申し上げますれば、慎重派です。値下げは、根拠のある持続的な財源をもって行われるべきで、一般会計からの繰入れが恒常的な状況下、そういった状況下では行うべきではないというのが、従来の考えであり、今も変わるものではありません。本案についても、議会及び委員会での質疑答弁を通じ、いろいろ理解したこともございます。事業の背景、伴う財政の事情、その辺を考え、簡単にまとめてみました。

まず、水道事業の背景でございますが、4年後に県水道との統合等、事業の広域化に向けた具体的な動きが見込まれておりまして、これによる水道事業経営に関する好影響も期待できるところであります。これは、私は水道事業にとって、一つの大きな道しるべが立ったと考えております。つまりは、事業環境がこの時点をもって大きく変化したと、そのように捉えております。

次に、財政事情につきましては、他力ではあるものの、ふるさと納税制度による寄附金により、それを一般会計から繰り入れたとしても、一般会計を使うほかの事業に大きな影響を与えることなく、一時的な繰入れが可能な状況にあるということ。すなわち、これに関する支出は、恒常的に繰り返されるものではないということです。

以上により、値下げをする、しないという議論につきましては、私は値下げを可とするものでございます。

次に方法論についてです。勝浦の水道料金が高いと言われてきたその構造、職員の皆さん、執行部の皆さんが一生懸命、研究され、明らかになっております。これは、従量料金という部分が、ほかの市町村よりも高いことに突出していることにより、県下一高いという評価を受けているわけです。この構造的な原因を突き止めて、ここに手を加え、料金を改定するということは、私は全く合理的な考えだと思っております。

一つ、ここで問題とされている不公平感。条例案がこのまま施行されたときに、基本料金使用料の方々に恩恵がないという考え方についてなんですが、逆に考えてみると、これまで県下一高い料金と言われつつも、繰り返し的一般財政の投入、繰入れ、あるいは、値上げをせずにここまで企業経営ができたというのは、まさにこの高い料金を負担してきた、従量料金を適用されている方々である。ですから、先ほど申し上げましたようにその環境が整った今、そこに振り向けることのできる予算を、直接はお返しできませんが、制度的にこの部分の料金を安くすることで、お返しをする。これは何ら不公平を生じるものではないと思っております。

むしろ、一括して引き下げるということは、さきに申し上げたこれまでの経過から考えますと、従量制で高い料金を負担してきた方にとっては、不公平が生じるのではないかと、むしろそう考えます。

ただ、改正案修正動議の中にもありますように、不公平感というものは、これは否めないと思います。やはり隣の家は安くなったけど、私の家は安くないんだという、不公平ではないんですけども、この不公平感というもの、これが発生することは否めません。ここの部分については、執行部また担当部署、水道企業のほうで、適切な広報、啓発というものを行っていただき、それにより取り外すことはできるかと思います。以上より、私は、議案第13号の条例制定について賛成の判断をしたものでございます。

以上、私の判断に至った経過をお話しさせていただき、賛成の討論とさせていただきます。

○議長（松崎栄二君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松崎栄二君） それでは討論を終結いたします。

これより、議案第10号 勝浦市子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（松崎栄二君） 挙手全員であります。よって、議案第10号は、原案のとおり可決されました。

○議長（松崎栄二君） 次に、議案第11号 勝浦市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（松崎栄二君） 挙手全員であります。よって、議案第11号は、原案のとおり可決されました。

○議長（松崎栄二君） 次に、議案第12号 勝浦市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（松崎栄二君） 挙手全員であります。よって、議案第12号は、原案のとおり可決されました。

○議長（松崎栄二君） 次に、議案第13号 勝浦市水道事業条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

まず、本案に対する修正案について採決いたします。

本修正案に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（松崎栄二君） 挙手少数であります。よって、修正案は否決されました。

次に、原案について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（松崎栄二君） 挙手多数であります。よって、議案第13号は、原案のとおり可決されました。

○議長（松崎栄二君） 次に、議案第19号 市道路線の認定についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（松崎栄二君） 挙手全員であります。よって、議案第19号は、原案のとおり可決されました。

議案上程・説明・質疑・討論・採決

○議長（松崎栄二君） 市長より議案の送付がありましたので、これを受理し、お手元に配付してありますので、御了承願います。

それでは日程第2、議案を上程いたします。

議案第20号 固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについて、議案第21号 固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについて、以上2件を一括議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。土屋市長。

〔市長 土屋 元君登壇〕

○市長（土屋 元君） ただいま議題となりました議案第20号及び議案第21号の提案理由の説明を申し上げます。

初めに、議案第20号 固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについて申し上げます。

本案は、固定資産評価委員会の委員、小林洋一氏が、3月31日をもって任期満了となることに伴い、新たに朝倉賢大氏を選任したいため、議会の同意を求めようとするものでございます。

朝倉氏の経歴を申し上げますと、慶應義塾大学大学院法務研究科を平成27年3月に卒業し、平成28年9月に司法試験に合格、司法研修所における司法修習を経て、平成29年12月に弁護士として開業、同月から藤井・滝沢綜合法律事務所に入所し、現在に至っております。

この間、千葉県弁護士会業務改革委員会委員、千葉県弁護士会労働問題対策委員会委員、千葉県弁護士会消費者問題委員会委員、千葉県弁護士会紛争解決支援センター運営委員会委員などを務められております。

その人格と識見は、固定資産評価審査委員会の委員として適任であると考えます。

次に、議案第21号 固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについて申し上げます。

固定資産評価審査委員会の委員、野村正二氏が、3月31日をもって任期満了となることに伴い、新たに花ヶ崎善一氏を選任したいため、議会の同意を求めようとするものでございます。

花ヶ崎氏の経歴を申し上げますと、千葉県立大多喜高等学校を昭49年3月に卒業後、同年4月に勝浦市役所に奉職、平成22年4月からは税務課長を務め、以来、会計課長、福祉課長を歴任され、平成28年3月に退職されております。

平成28年4月から、一般社団法人勝浦市シルバー人材センターに事務局長として勤務され、また平成30年4月からは、社会福祉法人穩寿会勝浦裕和園に事務長として勤務され、令和2年3月に退職されました。

その人格と識見は、固定資産評価審査委員会の委員として適任であると考えます。

よろしく御審議の上、御同意くださいますようお願い申し上げます、議案第20号及び議案第21号の提案理由の説明を終わります。

○議長（松崎栄二君） これより質疑に入ります。

なお、議事の都合により、質疑についての各議員の発言は、それぞれ答弁を含め30分以内いたします。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松崎栄二君） 御異議なしと認めます。よって、議長の宣告は確定しました。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松崎栄二君） これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第20号及び議案第21号、以上2件については、正規の手続を省略の上、直ちに採決したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松崎栄二君） 御異議なしと認めます。よって、議案第20号及び議案第21号、以上2件については、正規の手続を省略の上、直ちに採決することに決しました。

これより、議案第20号 固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについてを採決いたします。本案は、これに同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（松崎栄二君） 挙手全員であります。よって、議案第20号は、これに同意することに決しました。

○議長（松崎栄二君） 次に、議案第21号 固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについてを採決いたします。本案は、これに同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。
〔賛成者挙手〕

○議長（松崎栄二君） 挙手全員であります。よって、議案第21号は、これに同意することに決しました。

○議長（松崎栄二君） 次に、議案第22号 勝浦市農業委員会の委員に占める認定農業者等又は認定農業者等に準ずる者の割合を4分の1以上にすることにつき同意を求めることについてを議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。土屋市長。

〔市長 土屋 元君登壇〕

○市長（土屋 元君） ただいま議題となりました議案第22号 勝浦市農業委員会の委員に占める認定農業者等又は認定農業者等に準ずる者の割合を4分の1以上とすることにつき同意を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、農業委員会等に関する法律第9条第1項の規定により、委員になろうとする者の募集を行ったところ、推薦を受けた者のうち、同法第8条第5項に規定する認定農業者等又は認定農業者等に準ずる者の数が、本市農業委員会の委員の定数の過半数を満たすことが困難なことから、同法第8条第5項ただし書き及び農業委員会等に関する法律施行規則第2条第2号の規定により、勝浦市農業委員会の委員に占める認定農業者等又は認定農業者等に準ずる者の割合を4分の1以上とするため、議会の同意を得ようとするものでございます。

以上で、議案第22号の提案理由の説明を終わります。

○議長（松崎栄二君） これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松崎栄二君） これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第22号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松崎栄二君） 御異議なしと認めます。よって、議案第22号は、委員会の付託を省略することに決しました。

これより、討論に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松崎栄二君） それでは討論を終結いたします。

これより、議案第22号 勝浦市農業委員会の委員に占める認定農業者等又は認定農業者等に準

ずる者の割合を4分の1以上にすることにつき同意を求めることについてを採決いたします。本案は、これに同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（松崎栄二君） 挙手全員であります。よって、議案第22号は、これに同意することに決しました。

○議長（松崎栄二君） 次に、議案第23号ないし議案第31号 勝浦市農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて、以上9件を一括議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。土屋市長。

[市長 土屋 元君登壇]

○市長（土屋 元君） ただいま議題となりました議案第23号から議案第31号までの勝浦市農業委員会の委員の任命につき同意を求めることにつきまして、提案理由の説明を一括して申し上げます。

本案は、いずれも、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を得て、委員を任命しようとするものでございます。

初めに、議案第23号、鈴木康弘氏の経歴を申し上げますと、昭和40年3月に県立茂原農業高等学校卒業後、昭和45年4月から勝浦農業協同組合に勤務され、平成17年3月にいすみ農業協同組合を退職されました。

平成31年4月からは、農業委員会委員に就任されております。

農業経営は、水稻0.6ヘクタール、露地野菜等の畑作0.2ヘクタールに従事されております。

次に、議案第24号、鈴木忍氏の経歴を申し上げますと、昭和42年3月に県立大原高等学校を卒業後、同年4月から日本国有鉄道に勤務され、平成22年1月に東日本旅客鉄道株式会社を退職されました。

平成24年9月に策定された平田地区の人・農地プランでは、中心経営体として位置づけられ、同地域での中心的な農業者として活躍されております。

また、地域では、平成28年12月から令和元年11月まで、民生委員・児童委員に就任されておりました。

農業経営は、畑作0.2ヘクタールと、タケノコ0.5ヘクタールに従事されております。

次に、議案第25号、長田勉氏の経歴を申し上げますと、昭和41年3月に総野中学校を卒業後、昭和49年4月から平成23年3月まで、勝浦市役所に奉職されました。

地域では、平成28年12月から令和元年11月まで、民生委員・児童委員に就任されておりました。農業経営は、水稻1ヘクタールに従事されております。

次に、議案第26号、藤江光敏氏の経歴を申し上げますと、昭和43年3月に県立大多喜高等学校を卒業後、昭和44年5月から平成22年3月まで、千葉県教育庁に奉職され、同年4月から平成24年3月まで、財団法人千葉県学校給食会に勤務されました。

また、平成29年7月から勝浦交通安全協会会長に、平成31年4月から農地利用最適化推進委員に就任され、現在に至っております。

農業経営は、水稻0.51ヘクタールに従事されております。

次に、議案第27号、黒川義治氏の経歴を申し上げますと、昭和46年3月に県立長狭高等学校を卒業後、同年4月から勝浦市役所に奉職され、農林課農林係長、税務課長等を歴任された後、平成25年3月に退職されました。

平成28年4月から平成31年3月まで、農地利用最適化推進委員に就任されておりました。

また、平成31年4月からは、農業委員会委員に就任され、現在に至っております。

農業経営は、水稻4ヘクタールに従事されております。

次に、議案第28号、渡辺幸治氏の経歴を申し上げますと、昭和42年3月に県立茂原農業高等学校を卒業後、昭和46年11月から勝浦市消防本部に奉職され、平成21年3月に夷隅郡市広域市町村圏事務組合消防本部を退職されました。

地域では、平成22年12月から令和元年11月まで、民生委員・児童委員に就任されておりました。

農業経営は、水稻0.7ヘクタールと畑作0.15ヘクタールに従事されております。

次に、議案第29号、永野磯次氏の経歴を申し上げますと、平成3年3月に嶋田経理学校を卒業後、平成4年4月から平成30年3月まで、民間企業に勤務され、同年4月からは、自営業に従事されております。

農業経営は、水稻11ヘクタールに従事されております。

次に、議案第30号、吉野御木氏の経歴を申し上げますと、平成23年3月に大東文化大学を卒業した一方で、大学在学中から、家業である農業に関わり、平成22年6月には認定農業者として認定されております。

平成29年6月に策定された名木・木戸地区の人・農地プランでは、中心経営体として位置づけられており、同地域での中心的な農業者として活躍されております。

農業経営は、水稻22ヘクタールに従事されております。

最後に、議案第31号、藤江義博氏の経歴を申し上げますと、昭和43年3月に県立茂原農業高等学校を卒業後、昭和47年8月から勝浦市消防本部に奉職され、平成22年3月に夷隅郡市広域市町村圏事務組合消防本部を退職されました。

平成24年11月から平成31年3月まで、農業委員会委員に就任されておりました。

平成26年2月に策定された杉戸地区の人・農地プランでは中心経営体として位置づけられるとともに、平成27年3月には、認定農業者として認定されており、同地域で中心的な農業者として活躍されております。

農業経営は、水稻4.5ヘクタールに従事されております。

以上、9人の人格と見識は、農業委員会の委員として適任であると考えます。

御審議の上、御同意くださいますようお願い申し上げます、議案第23号から議案第31号までの提案理由の説明を終わります。

○議長（松崎栄二君） 2時30分まで休憩いたします。

午後2時15分 休憩

午後2時30分 開議

○議長（松崎栄二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松崎栄二君） これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第23号ないし議案第31号、以上9件については、正規の手続を省略の上、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松崎栄二君） 御異議なしと認めます。よって、議案第23号ないし議案第31号、以上9件については、正規の手続を省略の上、直ちに採決することに決しました。

これより、議案第23号 勝浦市農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについてを採決いたします。本案は、これに同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（松崎栄二君） 挙手全員であります。よって、議案第23号は、これに同意することに決しました。

○議長（松崎栄二君） 次に、議案第24号 勝浦市農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについてを採決いたします。本案は、これに同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（松崎栄二君） 挙手全員であります。よって、議案第24号は、これに同意することに決しました。

○議長（松崎栄二君） 次に、議案第25号 勝浦市農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについてを採決いたします。本案は、これに同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（松崎栄二君） 挙手全員であります。よって、議案第25号は、これに同意することに決しました。

○議長（松崎栄二君） 次に、議案第26号 勝浦市農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについてを採決いたします。本案は、これに同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（松崎栄二君） 挙手全員であります。よって、議案第26号は、これに同意することに決しました。

○議長（松崎栄二君） 次に、議案第27号 勝浦市農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについてを採決いたします。本案は、これに同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（松崎栄二君） 挙手全員であります。よって、議案第27号は、これに同意することに決しました。

○議長（松崎栄二君） 次に、議案第28号 勝浦市農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについてを採決いたします。本案は、これに同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（松崎栄二君） 挙手全員であります。よって、議案第28号は、これに同意することに決しました。

○議長（松崎栄二君） 次に、議案第29号 勝浦市農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについてを採決いたします。本案は、これに同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（松崎栄二君） 挙手全員であります。よって、議案第29号は、これに同意することに決しました。

○議長（松崎栄二君） 次に、議案第30号 勝浦市農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについてを採決いたします。本案は、これに同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（松崎栄二君） 挙手全員であります。よって、議案第30号は、これに同意することに決しました。

○議長（松崎栄二君） 次に、議案第31号 勝浦市農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについてを採決いたします。本案は、これに同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（松崎栄二君） 挙手全員であります。よって、議案第31号は、これに同意することに決しました。

諮問上程・説明・質疑・採決

○議長（松崎栄二君） 日程第3、諮問を上程いたします。

諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。土屋市長。

〔市長 土屋 元君登壇〕

○市長（土屋 元君） ただいま議題となりました諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、令和4年6月30日をもって、人権擁護委員、府川弘子氏の任期が満了することに伴い、千葉地方法務局から候補者の推薦依頼がありましたので、新たに後任に、西川一男氏を委員の候補者に推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めようとするものでございます。

西川氏の経歴を申し上げますと、昭和48年3月に千葉県立茂原農業高等学校を卒業後、同年4月から勝浦市役所に奉職以来、平成26年3月に退職されるまでの間、介護健康課長、水道課長、生活環境課長兼清掃センター所長を歴任されました。

また、退職後は、平成26年4月から一般財団法人千葉県勝浦海中公園センターに、平成30年8月から公益財団法人千葉県交通安全協会に勤務されております。

その人格と識見は高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について深く理解があり、人権擁護委員として適任であると考えます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

以上で、諮問第1号の提案理由の説明を終わります。

○議長（松崎栄二君） これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松崎栄二君） これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております諮問第1号は、正規の手続を省略の上、直ちに採決したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松崎栄二君） 御異議なしと認めます。よって、諮問第1号は、正規の手続を省略の上、直ちに採決することに決しました。

これより、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを採決いたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（松崎栄二君） 挙手全員であります。よって、諮問第1号は、原案のとおり可決されました。

発議案上程・説明・質疑・討論・採決

○議長（松崎栄二君） 日程第4、発議案を上程いたします。

発議案第2号 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律の改正を求める意見書についてを議題といたします。

発議者から提案理由の説明を求めます。久我恵子議員。

〔7番 久我恵子君登壇〕

○7番（久我恵子君） 議長より御指名をいただきましたので、ただいま議題となりました発議案第2号 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律の改正を求める意見書について、提案理由の説明を申し上げます。

障害者に対する虐待は、障害者の尊厳を大きく害するものであり、虐待を防止することは、障害者の自立及び社会参加のために極めて重要であります。

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律、いわゆる障害者虐待防止法が平成24年10月に施行されてから、9年が経過しました。

しかしながら、この法律では、虐待発見時の行政機関への通報義務が、養護者、障害者福祉施設及び使用者に課せられている一方、学校、保育所及び医療機関内での虐待については、発見者の行政機関への通報義務が対象外となっています。

患者という立場の弱い人に対する虐待、人権侵害は、断じて許してはならず、虐待防止のさらなる推進、虐待の早期発見、被虐待者の救済、自立支援を速やかに行える体制を確立させるためには、障害者福祉施設などと同様に、医療機関においても虐待発見時の行政機関への通報義務が必要であると考えます。

よって、勝浦市議会は国に対し、虐待発見時に市町村への通報義務の対象に医療機関における障害者虐待を加えるよう、障害者虐待防止法の改正を強く求めるものであります。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出しようとするものであります。

何とぞ発議者の意を御賢察の上、よろしく御審議いただき、可決あらんことをお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（松崎栄二君） これより質疑に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松崎栄二君） これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております発議案第2号につきましては、会議規則第37条第2項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松崎栄二君） 御異議なしと認めます。よって、発議案第2号については、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松崎栄二君） これをもって、討論を終結いたします。

これより、発議案第2号 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律の

改正を求める意見書についてを採決いたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（松崎栄二君） 挙手全員であります。よって、発議案第2号は、可決されました。

閉 会

○議長（松崎栄二君） 以上をもちまして、今期定例会に付議されました事件は全て議了いたしました。

これをもって、令和4年3月勝浦市議会定例会を閉会いたします。

午後2時40分 閉会

本日の会議に付した事件

1. 議案第7号～議案第31号の総括審議
1. 諮問第1号の総括審議
1. 発議案第2号の総括審議

上記会議の顛末を記載しその相違ないことを証し署名する。

令和 年 月 日

勝 浦 市 議 会 議 長

署 名 議 員

署 名 議 員